

## 東員町公民館講座講師募集要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし、公民館講座講師(以下「講師」という。)の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 講師は、その登録された分野に係る指導、講座の実施等を一般社団法人東員町文化協会(以下「文化協会」という。)の依頼に応じて行うものとする。

### (内容)

第3条 公民館講座の詳細については、別表に定めるものとする。

### (講師登録の申請)

第4条 講師の登録を希望する者は、公民館講座講師登録申請書(第1号様式)を、文化協会に提出しなければならない。

### (講師の資格)

第5条 講師の資格を有することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 東員町における生涯学習等を積極的に推進することに賛同し、町民の生涯学習活動の推進に意欲を有する者
- (2) 教育、文化、芸術、家庭生活、健康等の各分野において、人並み優れた専門的な知識、技能及び指導力を有する者
- (3) 講師自ら講座内容の企画・立案・会場準備及び運営ができる者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、講師の資格を認めることができない。

- (1) 申請書に不備や虚偽の内容を記載した者
- (2) 登録内容について、情報の公開及び提供することを承諾しない者
- (3) 営利を目的とし、又は特定の営利事業を支持し、若しくは援助する内容の指導又は支援を行う者
- (4) 特定の政党の利害に関する指導若しくは支援又は公の選挙に係る特定の政党及び候補者を支持する内容の指導を行う者
- (5) 特定の宗教又は特定の宗教団体等を支持し、又は援助する内容の指導又は支援を行う者
- (6) 講師が受講生又は第三者の権利を侵害し、若しくは受講生又は第三者から苦情が予想される者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第1項第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていな

いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「配偶者」という。)

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に規定する暴力団又は同法同条同項第6号に規定する暴力団員若しくは配偶者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者
- (9) 法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員等である者
- (10) 暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用する者
- (11) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与している者
- (12) その他東員町教育委員会及び文化協会が不相当と認める者

(登録の決定)

第6条 文化協会は、前条の申請があったときは、その内容を書面又は面接により審査並びに第5条に規定する講師の資格と照らし合わせ、相当と認める場合は登録の決定をするものとする。

2 文化協会は、必要があると認めるときは、前項の決定に際し、条件を付することができる。

(登録の決定の取消等)

第7条 講師登録の決定後に、第5条第2項に規定する各号のいずれかに該当した場合は、決定を取り消し、又は中止することができる。

(講座の要件)

第8条 講座については、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 受講生が6人以上見込める講座であること
- (2) 生涯学習を目的とした講座であること
- (3) 基本的に初心者を対象とし、分かり易い講座であること
- (4) 政治的、宗教的な内容を含まない講座であること
- (5) 幅広い町民を対象にした講座であること

ただし、親子や高齢者等に限定される講座はこの限りではない(18歳未満の子どものみ対象は不可)

- (6) 講座を通して、受講生同士や地域との繋がりを広められる講座であること

2 次のいずれかに該当する講座は、開講することができない。

- (1) 講座内容に不備や虚偽があった場合
- (1) 特定の町民を対象とした講座
- (2) 特定の宗教を支持するなど、宗教活動とみなされる講座
- (3) 特定の政党を支持するなど、政治活動とみなされる講座
- (4) 企業・法人が企画した講座
- (5) 物品の販売及び斡旋など、営利を目的とした講座
- (6) 公序良俗に反する講座
- (7) その他東員町教育委員会及び文化協会が、不相当と認める講座

(庶務)

第9条 公民館講座に関する庶務は、文化協会事務局において処理する。

(その他)

第10条 東員町教育委員会及び文化協会は、講師の登録及び講座内容について、適するか否かを決定する権利を有するものとする。

2 この要項に定めがないもののほか必要な事項は、主催者及び受託者で協議し、定めるものとする。

附 則

この要項は、令和4年11月1日から施行する。